

事 務 連 絡
令 和 2 年 4 月 1 日

各務原市内の介護保険サービス事業所
及び有料老人ホーム等の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

セーフティネット保証5号対象業種（老人福祉・介護関係）の
追加指定について

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証5号の対象業種の追加指定については、
「セーフティネット保証5号の対象業種（社会福祉施設等関連）の指定について」（令和2年3月
24日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）でお示ししている
ところです。本日4月1日から、別添文書の業種が指定されますので、改めて周知いたします。

記

1 添付文書

- ・介護保険最新情報 Vol.806
「セーフティネット保証5号対象業種（老人福祉・介護関係）の追加指定について」
- ・令和2年3月24日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡
「セーフティネット保証5号の対象業種（社会福祉施設等関連）の指定について」

2 参考

- ・経済産業省 HP
「セーフティネット保証5号の対象業種を指定します（令和2年度第1四半期分）」
<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200323008/20200323008.html>
- ・総務省 HP 日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）
https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

担当	各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係 (担当 大丸・山村)
電話番号	058-383-2067 (直通)
FAX	058-383-6365 (市代表)
Eメール	kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp (課代表)